

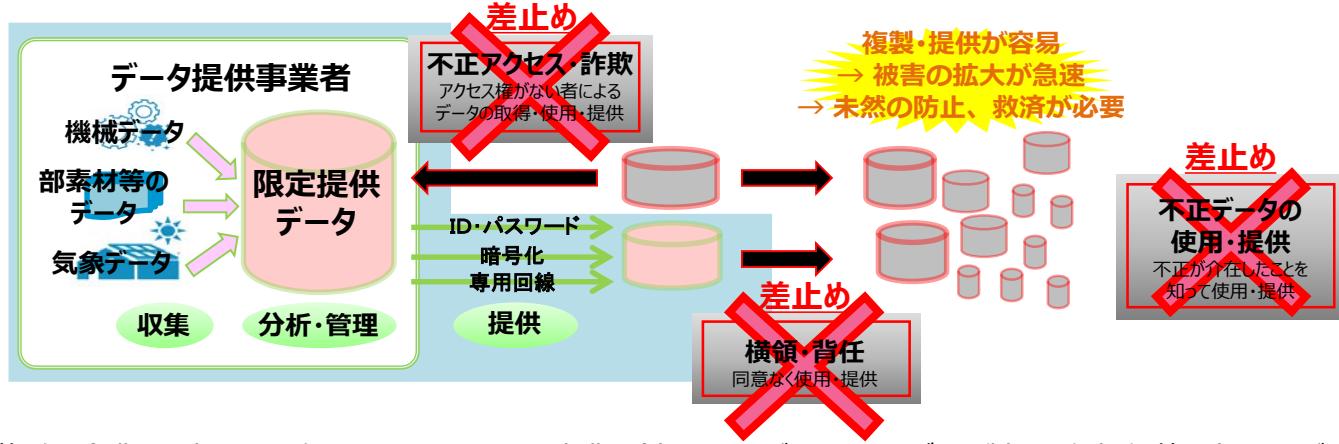
不正競争防止法（平成30年改正）の概要

不正競争防止法は、事業者間の適正な競争を促進するため『不正競争行為』に対する救済措置として、民事措置（差止請求権等）や刑事措置を定める法律です。今回、法律が改正され、①データの不正取得等に対する民事措置が創設、②暗号等のプロテクト技術の効果を妨げる行為に対する規制が強化されます。

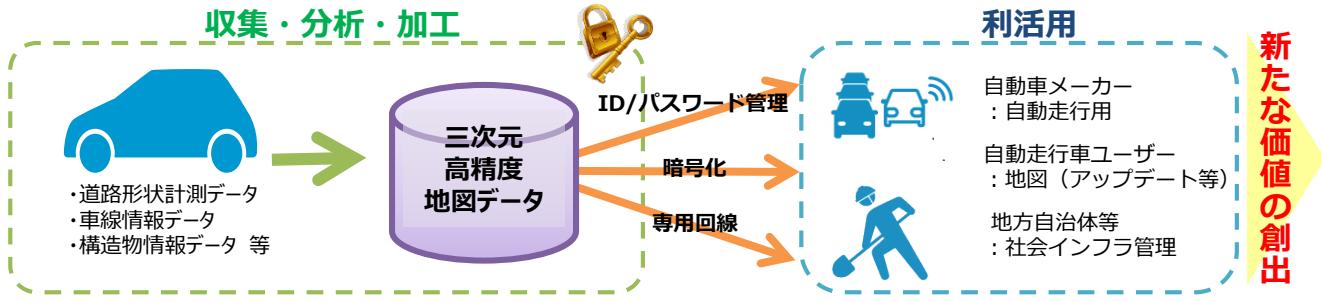
① データの不正取得等に対する救済措置の創設

【施行日】平成31年7月1日

- ID・パスワードなどの技術的な管理を施して提供されるデータ【限定提供データ】を不正に取得・使用等する行為を、新たに『不正競争行為』とし、これに対する差止請求権等の民事措置を創設する。



複数の企業間で提供・共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータを想定。



② 暗号等のプロテクト技術の効果を妨げる行為に対する規制の強化

【施行日】平成30年11月29日

- 『不正競争行為』として規制されている、映像や音などのコンテンツに施される暗号などのプロテクト技術【技術的制限手段】の効果を妨げる“プロテクト破り”を可能とする装置の提供等に、保護対象にデータを追加するとともに、妨げる行為にサービスの提供等を追加する。

<保護対象の追加>

映像、音などのコンテンツの視聴等

+ データの処理

<効果を妨げる行為の追加>

技術的制限手段の効果を妨げる
装置・プログラムなどの提供等

+ サービスの提供等